

令和6年12月3日

岐阜労働局 職業安定部 職業対策課
職業対策課長 小山 和義
事業所給付監査官 津田 和也
電話 058-263-5650

人材開発支援助成金の不正受給に関与した訓練実施者の公表について

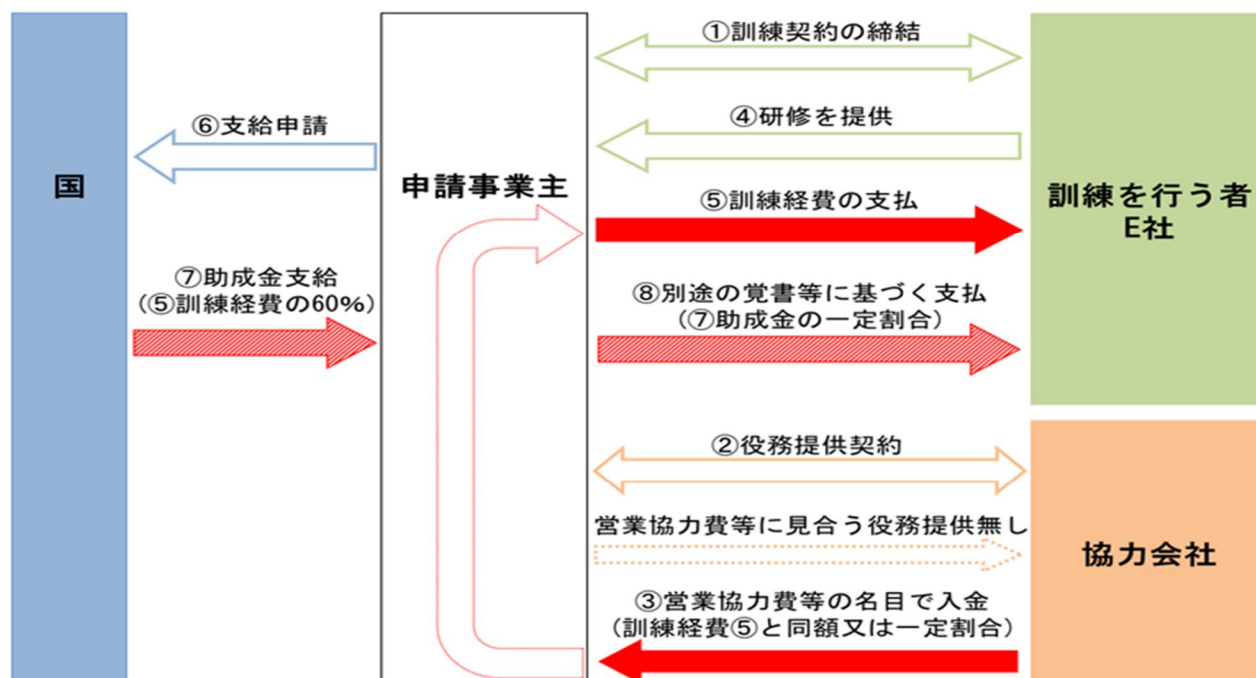
今般、下記の訓練実施者において、人材開発支援助成金の不正受給に関与したことが確認されましたので、公表します。

訓練実施者	名称	エッグフォワード株式会社
	所在地	東京都渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル6階
	代表者氏名	代表取締役 徳谷 智史
不正受給の概要	助成金名	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）
	金額	9,900,000円
	支給決定等 取消年月日	令和6年12月3日
	内容	岐阜労働局管内の事業所1社に係る当該助成金の申請において、申請事業主に訓練経費の実質的負担なしで助成金を申請させるスキームにより、当該助成金を不正に受けた事業主の不正受給に関与したもの（詳細は別添のとおり）。

【事案の概要】

- 本助成金は、申請事業主が訓練経費の全額を負担していることを助成金支給の要件とし、申請事業主が負担した訓練経費の金額を踏まえて助成金額を決定している。訓練を行う者は、申請事業主から訓練経費を収受し訓練を実施する。
- 本事案では、E社（訓練を行う者）が、申請事業主に対して営業協力費等の名目で訓練経費を補填する原資を交付することにより、申請事業主に訓練経費の実質的負担なしで助成金を申請させるスキームを考案し、申請事業主に対して、自己負担なしで訓練を受講できる上に一定の利益が申請事業主に残る旨の提案を行い、偽りの助成金支給申請書の作成を主導した。
- E社は、これにより申請事業主が受給した助成金の一部を、別途の覚書等に基づき収受することとされていた。
 - ※1 本事案においては、E社又はその協力会社から申請事業主に対して、営業協力費などの名目で、訓練経費と同額又は訓練経費に一定割合を乗じた金額の支払が行われていたところ、調査の結果、支払われた営業協力費などと対価関係に立つ役務提供の実態が認められなかった。
 - ※2 本助成金の支給要件については、助成金支給要領に定められ厚生労働省ホームページにおいて公表されている。また、E社は、申請事業主に対して、助成金支給申請書の作成方法や労働局から不正受給調査を受けた際の対応方法等について指南していた。これらの事情等を踏まえれば、E社は、本助成金の制度を理解した上で、本スキームを考案し、申請事業主が本来であれば支給要件を満たさず受給できない助成金の支給を受けることについて認識していたものと認められる。
- 不正の具体的なスキームの例は以下の図のとおり。

<本スキームの概要図>



<本助成金について>

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）定額制訓練は、事業主が雇用する労働者に対して、サブスクリプション型の研修サービスによる訓練を実施した場合に、訓練経費を助成するもの。助成金支給額は、訓練経費に助成率を乗じて算出。経費助成率は中小企業の場合は60%、中小企業以外の場合は45%。